

JATET-L-5080-4

演出空間用照明器具及び照明機材等の  
安全確保のための表示ガイドライン

公益社団法人 劇場演出空間技術協会

JATET : THEATRE AND ENTERTAINMENT TECHNOLOGY ASSOCIATION, JAPAN

制定：平成 7年 6月  
改正：平成12年 3月  
改正：平成14年10月  
改正：平成20年 3月  
確認：平成25年 3月  
改正：平成26年 3月  
確認：令和 2年 3月

この規格については、少なくとも5年を経過する日までに審議に付され、速やかに、確認、改正または廃止  
されます。

## ま え が き

演出空間用照明器具及び照明機材等の安全確保に関しては、製造者による安全な製品の供給と、使用者による安全に配慮した正しい取扱いが必要である。演出空間用照明器具及び照明機材等の大半の使用者は専門的な知識を持っているが、製造者としては、安全な取扱いを理解願うには表示の分かりやすさが重要となる。

従来から演出空間用照明器具及び照明機材等の製品本体、取扱説明書などにこれらの表示は行われているが、危険の度合いや、指示事項の表現方法、内容が製品ごとに異なるなど、必ずしも使用者に明確なものになっていない。

安全への社会的な関心の高まりとあいまって、使用者に対する安全確保のための情報提供の重要性は増している。

演出空間用照明器具及び照明機材等は多種多様にわたり、また安全技術の進歩も著しいことから、効果的な表示のためには、それぞれの製品に即した表示と、定期的な見直しが必要である。更に、これらをすべて共通のガイドラインとして定めることは困難であり、また適切でもないことから、基本的な考え方と基本的な表示事項をガイドラインとしてまとめた。

実際の運用に当たっては、各企業において、本ガイドラインに基づいて個々の製品に対する詳細な基準を作成の上、対応していただきたい。

# 目 次

まえがき

## 第1章 安全確保のための表示ガイドライン

1. 目的	1
2. 適用範囲	1
3. 表示に関する基本的な考え方	1
4. 表示の対象とする事項	1
5. 危害・損害の程度とその区分	2
(1) 「危険」	
(2) 「警告」	
(3) 「注意」	
(4) 分類レベルに対応する区分	
6. 表示すべき事項	2
(1) 表示の要否	
(2) 製品本体への表示	
(3) 取扱説明書への表示	
(4) カタログへの表示	
7. 表示内容とその表現方法	3
(1) 使用者の想定	
(2) 表示内容の検討	
(3) 注意喚起シンボルとシグナル用語	
(4) 指示文表示	
(5) 絵表示	
8. 表示の手段	4
(1) 表示の大きさ	
(2) 製品本体への表示	
(3) 取扱説明書及びカタログなどへの表示	
(4) ラベル, タグによる表示	
9. 安全点検の表示	6
10. 表示内容の充実とその改善	6
11. ガイドラインの運用	6
12. 関連規格	6
付表-1 警告表示の注意喚起シンボルとシグナル用語	7
付表-2 警告表示用図記号	8
付表-3 製品本体への警告表示の基本例	11
付表-3(A) 製品本体への警告表示の例 単一表示	11
付表-3(B) 製品本体への警告表示の例 複数表示	12
付表-4 取扱説明書への警告表示の例	13
付表-5 取扱説明書などへの安全点検の表示	15

## 第2章 安全確保のための表示事項チェックリスト

1. 白熱灯照明器具	17
2. 放電灯照明器具	24
3. 照明機材	32
4. 配線機材	38
5. 取付機材	41



# 第 1 章 安全確保のための表示 ガイドライン





## 1. 目的

本ガイドラインは、演出空間用照明器具及び照明機材等の安全な使用を確保し「人身への危害と財産への損害を防ぐための警告表示」と、長期使用に際して、安全性を維持する「安全点検のための表示」に関して基本的な事項と考え方を示す。

## 2. 適用範囲

日本国内で販売を目的とする演出空間用照明器具及び照明機材等への表示で、製造事業者、販売事業者（含む輸入事業者）による、使用者対象の製品説明及び取扱説明のための「製品本体（含むラベル、個装箱）への表示、取扱説明書、カタログ及びこれらに準じる資料」の安全確保及び安全維持のための表示に適用する。

## 3. 表示に関する基本的な考え方

- (1) 開発時点における製品安全技術の水準から、技術的手段では合理的に対応できないと考えられる事項に関して表示を行う。
- (2) 表示の内容は製品の使用者の知識、習慣、能力及び常識などを考慮し、十分理解が得られるものとする。
- (3) 表示を効果的に行うため、人身への危害、財産への損害の程度を「危険」、「警告」、「注意」の3つのレベルに分類し、それぞれに適した表示を行う。
- (4) 表示は原則として次の4つの要素で行う。
  - 注意喚起シンボル：危険の潜在を示す記号。
  - シグナル用語：危険のレベルを示す用語。
  - 絵表示：危険の内容や回避方法を表す図記号及び絵を必要に応じ表示。
  - 指示文表示：危険の内容や回避方法などを指示する文章。
- (5) 表示事項は製品購入から廃棄に至るまでの製品の各使用段階を対象とする。
- (6) 表示の必要の有無は、各製品の機能、性能等により判断し、各社で取捨選択できるものとする。ただし、各製品への表示の実施にあたっては、本ガイドラインに基づくものとする。

## 4. 表示の対象とする事項

製品の購入から廃棄に至る製品の各使用段階について、製品の特性を考慮したうえ、安全確保に関する次の事項の表示を行う。

- (1) 使用環境や使用条件に関する事項。
- (2) 設置や施工に関する事項。
- (3) 使用前の準備に関する事項。
- (4) 用途以外の使用に関する事項。
- (5) 使用方法に関する事項。
- (6) 保守点検に関する事項。
- (7) 異常時の処置に関する事項。
- (8) 保管に関する事項。
- (9) 廃棄に関する事項。

## 5. 危害・損害の程度とその区分（注意喚起シンボルとシグナル用語）

取扱いを誤った場合、発生が想定される危害・損害の程度を次の3つのレベルに分類し、それぞれを所定の注意喚起シンボルとシグナル用語で表示する。

### (1) 「危険」（DANGER）

取扱いを誤った場合、使用者が死亡または重傷を負う危険が切迫して生じることが想定される場合。

- 注意喚起シンボルとシグナル用語は、付表－1による。
- この表示は、限定的に使用し多用しない。

### (2) 「警告」（WARNING）

取扱いを誤った場合、使用者が死亡または重傷を負う可能性が想定される場合、軽傷または物的損害が発生する頻度が高い場合。

- 注意喚起シンボルとシグナル用語は、付表－1による。

### (3) 「注意」（CAUTION）

取扱いを誤った場合、使用者が軽傷を負う危険が想定される場合及び物的損害のみの発生が想定される場合。

- 注意喚起シンボルとシグナル用語は付表－1による。

備考①「重傷」とは、失明、けが、やけど、感電、骨折、中毒などで、後遺症が残るもの及び治療に入院・長期の通院を要するものをいう。

②「軽傷」とは、治療に入院・長期の通院を要しない、けが、やけど、感電などをいう。

③「物的損害」とは、舞台・スタジオなどの大道具、幕類等の設備に関わる拡大損害をいう。

### (4) 分類レベルに対応する区分

演出空間用照明器具及び照明機材等に対する「危険」，「警告」及び「注意」の3レベルに対応する発生の可能性区分について、基本的考え方を次に示す。

発生の可能性 危害、損害の程度	大 (切迫)	中 (可能性)	小 (想定)
死亡	危険	警告	注意
重傷			
軽傷・物的損害	警告		

## 6. 表示すべき事項

### (1) 表示の要否

演出空間用照明器具及び照明機材等の表示の手段に対し、表示すべき事項は次による。

分類レベル 表示の手段	危険	警告	注意
製品本体	◎	○	○
取扱説明書	◎	◎※1	○
カタログ	◎	◎※2	○
個装箱	◎	○	○

◎原則表示

○選択表示

※1 取扱説明書を必要としない機材については、取扱説明書への表示は行わない。

※2 購入以前には、不要と考えられる事項についてはカタログ表示は行わない。

(2) 製品本体への表示

演出空間用照明器具及び照明機材等は、舞台、テレビスタジオ等で行われる催物、演劇あるいは番組の制作等の演出照明のために使用される照明器具及び機材であり、一つの演劇公演、一つの番組制作に用いられる照明器具及び機材の機種と数量は、非常に多い。また、これらの照明器具及び機材は、照明の専門家によって取扱われている。

なお、劇場等演劇鑑賞の公演においては、多数の照明器具及び機材を使用し、観客の視野の中に設けられることもあり、また、テレビ番組制作においては、場面の一部として照明器具及び機材がテレビ画像の中に現れる場合もあるため、製品本体への表示は十分注意する必要がある。

製品本体への表示は、次の点を留意すること。

- ①法規上表示を義務づけられている事項は、その法規に従った表示をすること。
- ②表示は、使用上支障のないようにすること。
- ③使用者が専門家であることに留意し、表示はできるだけ簡潔にすること。
- ④銘板表示に使用情報表示されている内容に対する警告及び注意表示は、省略してもよい。

(3) 取扱説明書への表示

演出空間用照明器具及び照明機材等は、特殊な使用環境で使用するため製品本体への警告表示に制限がある。

従って、これらを補足するとともに使用者に対し、正常に使用してもらうためには取扱説明書等で周知徹底を図る必要がある。

取扱説明書への表示は、次の点を留意すること。

- ①法規上表示を義務づけられている事項は、その法規に従った表示をすること。
- ②本体表示への補足説明を十分に行う記載をすること。
- ③本体への表示が困難な事項に対する警告及び注意表示は、その事項を必ず表示すること。
- ④前項「4. 表示の対象とする事項」に対する内容を表示すること。
- ⑤安全点検に対する説明を明確にすること。

(4) カタログへの表示

製品を取扱うにあたり予備知識として、使用者があらかじめ認識しておかなければならない事項を記載すること。

- ①法規上表示を義務づけられている事項は、その法規に従った表示をすること。
- ②製品本体、取扱説明書及びその他の表示に相互に矛盾した表現や内容の表示がないかなど十分に確認すること。
- ③本体表示された表示は、必ず記載すること。

## 7. 表示内容とその表現方法

次の事項は表示の手段（製品本体、取扱説明書、カタログ、ラベルなど）のすべてに関して適用する。

(1) 使用者の想定

表示はその製品の使用者を想定して行う。但し、製品の購入者だけでなく、購入者から製品を譲渡された人なども含まれる。

なお、在日外国人を想定して日本語と外国語の併記については、各社の自主性に委ねる。

(2) 表示内容の検討

次の項目を具体的に検討し、危険を予防したり回避する具体的な行動を促す事項や内容を、表示の媒体に応じて表示を行う。

- (a) 取扱いを誤った場合、どんな危害や損害が発生するのか。
  - (b) その発生の可能性（度合い）はどのくらいか。
  - (c) 危害や損害の程度はどのくらいか。
  - (d) その危害や損害を避けるにはどうすればよいか。
  - (e) 発生した場合の処置はどうすればよいか。
  - (f) 据付・設置，移設に伴って危害や損害発生の恐れがあり、製造業者から施工業者（含む販売業者）への依頼を必要とする事項があれば明記する。
- (3) 注意喚起シンボルとシグナル用語  
表示事項には必ず注意喚起シンボルとシグナル用語を付け、目立つよう配慮する。  
付表－1による。
- (4) 指示文表示
- ①文章は簡潔明瞭でわかりやすく、誤解を生じないものであること。  
また「必ず守ること」，「…を禁止」など行動を直接指示する言葉を伴って、明確に危険防止の指示を与えるものであること。
  - ②指示の内容に禁止事項と要請事項の両方を含む場合は、まず禁止事項を優先して表示し、ついで要請事項を表示することを原則とする。  
なお、次項の絵表示で理解される場合は、その指示文を省略してもよい。
  - ③文章の表現においては次の要点に配慮する。
    - (a) 単文構造で表現する。
    - (b) 敬語や謙譲語表現はわかりにくくなるのでなるべく使わない。
    - (c) 一文節は一意とし、理解しやすくする。
    - (d) 一文節は原則として40字以内とする。長くなると意味がとりにくくなる。
    - (e) 能動態表現とする。受動態表現はわかりにくくなるので使わない。
    - (f) 代名詞による部品や部分の指示は、あいまいとなりやすいので使わない。
    - (g) 表示に使う用字・用語は、「用字用語辞典」を、技術用語は「J I S工業用語大辞典」を参考とし、専門用語、技術用語は必要最小限とする。
    - (h) 漢字の使用は、原則として常用漢字の範囲内とする。
- (5) 絵表示
- ①一目で表示の要点が理解できるよう必要に応じ図記号や絵を用いる。  
付表－2に指示する注意マーク，禁止マークまたは強制マークを添える。
  - ②統一的に使用する図記号は付表－2による。

## 8. 表示の手段

### (1) 表示の大きさ

表示の大きさは、注意喚起シンボル，シグナル用語及び絵表示については、原則として1辺が8mmの基本正方形とし、指示文についても、3mm以上を原則とし、適切な距離から十分読める大きさの文字とする。

### (2) 製品本体への表示

製品本体への警告表示の基本例を付表－3に示す。

製品本体への表示は、次の事項を考慮して行う。

#### ①製品本体への表示は、次の方法とすること。

- (a) 単一表示事項に対しては、注意喚起シンボルとシグナル用語を付けて表示すること。

なお、表示例を付表－3(A)に示す。

(b) 注意喚起レベルが同一で注意事項が複数ある場合は、一つの注意喚起シンボルとシグナル用語に対し、表示事項をまとめて表示してもよい。

なお、表示例を付表－3 (B) に示す。

- ②製品本体への表示は、彫刻，印刷，本体に付着させたラベルなど、適切な方法を採用する。
- ③その製品を使用するとき、設置するときまたは操作するとき、使用者から容易に見え、読める位置にあること。
- ④表示は、容易に摩耗・油・ほこりなどで色褪せたり、損傷したり、汚れたりしない位置とする。  
また、上記の不具合を生じない素材，インク，接着剤を使用する。
- ⑤表示は、長期の使用を考慮して十分な耐久性を持つこと。  
また、上記の耐久性を持つような素材，インク，接着剤を使用する。

(3) 取扱説明書及びカタログなどへの表示

取扱説明書及びカタログなどへの表示は、次の事項を考慮して行う。

なお、表示例を付表－4 に示す。

- ①製品本体に表示した表示事項は、取扱説明書に必ず表示する。
- ②説明文の文字は、容易に見える大きさとし、3 mm以上を原則とする。
- ③取扱説明書の表示の「見出し」は、ゴシック文字を使用するなど他の見出し以上に強調して表示する。
- ④製品の特性に応じて取扱説明書への表示はまとめて、冒頭のページなど最も目立つところに箇条書きで記載する。  
必要に応じて本文中の関連箇所にも重複記載する。  
この場合、注意喚起シンボルとシグナル用語はその都度表示するほか、字体や色、レイアウトで目立つように配慮する。
- ⑤製品本体と取扱説明書、カタログその他の表示に、相互に矛盾した表現や内容の表示がないかなど十分に確認する。
- ⑥安全のために使用環境や使用条件の制限を必要とするなど、購入前に使用者に知らせる必要のある事項はカタログに必ず記載する。
- ⑦販売業者・施工業者などによる使用者への助言の便宜を考慮し、必要に応じて施工説明書，サービス技術資料にも表示する。

(4) ラベル，タグによる表示

製品本体への表示が困難な場合は、ラベルまたはタグによる表示も可とする。

この場合、表示の要領は製品本体への表示に従う。

なお、容易にはずれない方法で行うこと。

## 9. 安全点検の表示

製品を長期にわたって使用する場合、安全性を維持するためには、次の事項に関して使用者自身による日常点検と製造業者による定期点検及び修理が大切である。

取扱説明書に絵，文章などにより使用者に対して安全点検の啓発を行う。

また、必要に応じてカタログへの表示を行う。

なお、表示例を付表－5に示す。

- (1) 絵，文章などにより、点検を要すると考えられる製品の状態を具体的に表示する。
- (2) 定期的な点検が必要と考えられる場合は、必要に応じてその年数を表示する。
- (3) 所定の年数で交換を必要とする部品があれば、必要に応じて表示する。
- (4) 表示事項は、使用者自身で点検実施する内容，製造業者への依頼を要する場合など、とるべき処置を表示する。
- (5) 天災地変後の使用再開に関する注意事項を表示する。

## 10. 表示内容の充実とその改善

製造事業者（含む販売事業者）は製品ごとに、事故事例及び製品安全性の進歩を評価、勘案し、現在の表示内容、表示方法、表示手段、危害・損害レベルについて、定期的な見直しを行う。

また、製品ごとに統一的で効果的な表示を行うため、劇場演出空間技術協会の取決めなどに従う。

### 11. ガイドラインの運用

本ガイドラインに関し、追加、改正の必要が生じた場合には、劇場演出空間技術協会関係委員会へ提案する。

関係委員会は、追加、改正の要否を判断し、改正作業を行う。


### 12. 関連規格

**JATET-L-2160** 演出空間用照明器具のつり下げハンガー（手締め式）の規格

**JATET-L-2170** 演出空間用照明器具の平置きスタンド規格

付表－1 警告表示の注意喚起シンボルとシグナル用語

(1) 「危険」



注意喚起シンボル

シグナル用語

基本は中ゴシック体とする

字高は注意喚起シンボルの高さと同じであること

多色刷りの場合は次の色とすること  
三角形の枠及び！マーク — 黒  
三角形の内部 — 黄色

網かけ印刷の場合、三角形の内部は網を掛けないこと

(2) 「警告」



(3) 「注意」



付表－2 警告表示用図記号

1. 注意（危険，警告も含む）



左の三角形の中に具体的な注意事項の記号を記入する。  
 色彩を用いる場合には、JIS Z 9101, ISO 3864 では三角形と記号を黒とし、三角形の内部を黄色としているので、それに準ずることが望ましい。





	図記号	タイトル及び意味	関連規格
1-01		タイトル：一般 意味：特定しない一般的な注意，警告，危険の通告に用いる。	JIS S 0101の6.2.1
1-02		タイトル：発火注意 意味：特定の条件において、発火の可能性を注意する通告に用いる。	JIS S 0101 の 6.2.2
1-03		タイトル：破裂注意 意味：特定の条件において、破裂の可能性を注意する通告に用いる。	JIS S 0101 の 6.2.3
1-04		タイトル：感電注意 意味：特定の条件において、感電の可能性を注意する通告に用いる。	JIS S 0101 の 6.2.4
1-05		タイトル：回転物注意 意味：モーター，ファンなど、回転物のガードを取り外すことによって起こる傷害の可能性を注意する通告に用いる。	JIS S 0101 の 6.2.6
1-06		タイトル：指を挟まれないよう注意 意味：ドアー，挿入口などで、指が挟まれることによって起こる可能性を注意する通告に用いる。	関連規格なし 但し手のデザインは ISO 7001-019 Do not dispose of rubbish here に準拠している



## 2. 禁止



左の○の中に具体的な禁止事項の記号を記入する。色彩を用いる場合には、JIS Z 9101, ISO 3864 では○を赤、記号を黒としているので、それに準ずることが望ましい。2色印刷を行う場合には、○の斜線と記号の間に間隔を設けてもよい。

	図記号	タイトル及び意味	関連規格
2-01		タイトル：一般意味：特定しない一般的な禁止の通告に用いる。	JIS S 0101 の 5.1
2-02		タイトル：火気禁止 意味：特定の条件において、外部の火気によって製品が発火する可能性がある場合の禁止の通告に用いる。	JIS S 0101 の 6.1.1
2-03		タイトル：接触禁止 意味：特定の条件において、機器の特定の場所に触れることによって傷害が起こる可能性がある場合の禁止の通告に用いる。	JIS S 0101 の 6.1.2
2-04		タイトル：分解禁止 意味：機器を分解することで感電などの傷害が起こる可能性がある場合の禁止の通告に用いる。	JIS S 0101 の 6.1.4

### 3. 強制



左の●の中に具体的な強制事項の記号を抜きで記入する。  
色彩を用いる場合には、JIS Z 9101, ISO 3864 ではブルーと  
するとしているので、それに準ずることが望ましい。

	図記号	タイトル及び意味	関連規格
3-01		タイトル：一般 意味：特定しない一般的な使用者の行為を指示する表示に用いる。	JIS S 0101 の 6.3.1
3-02		タイトル：電源プラグをコンセントから抜け 意味：故障時や落雷の可能性がある場合、使用者に電源プラグをコンセントから抜くように指示する場合に用いる。	関連規格なし 但しイラストの意味は JIS S 0101 の 6.3.2 に準拠している
3-03		タイトル：必ずアース線を接続せよ 意味：安全アース端子付きの機器の場合、使用者に必ずアース線を接続するように指示する表示に用いる。	関連規格なし 但し内部のイラストは IEC 417-5017 Earth (ground) に準拠している

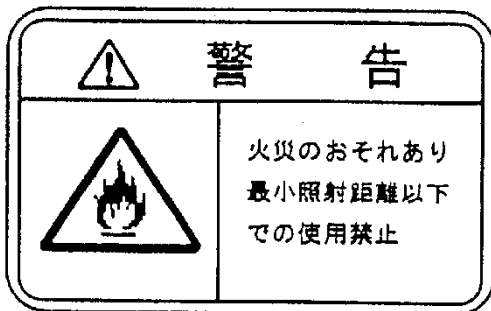
付表-3 製品本体への警告表示の基本例

●実際の大きさや比率は適宜変更してよい。

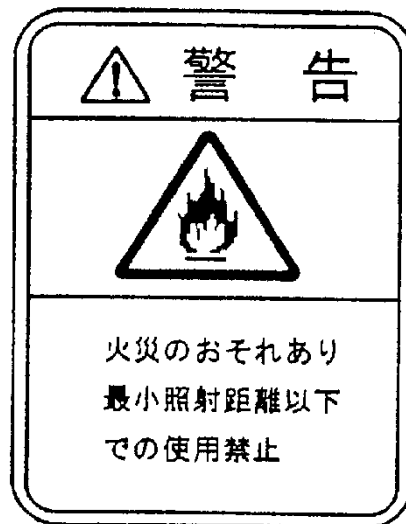


付表-3 (A) 単一表示例

1. 横型

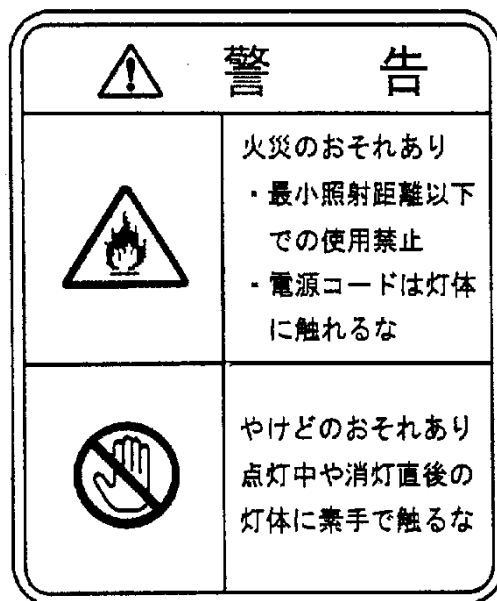


2. 縦型

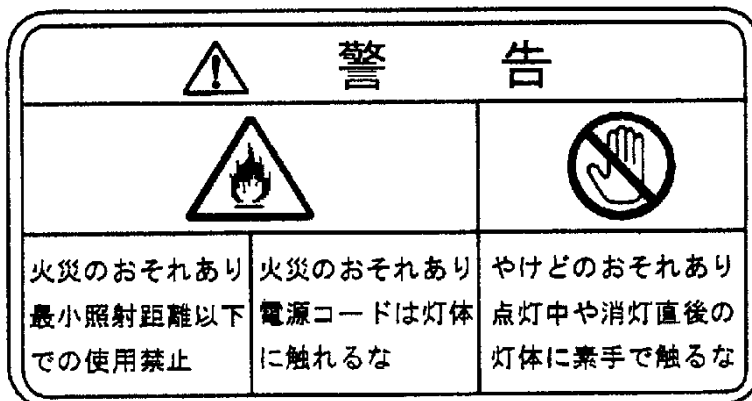


付表－3（B） 複数表示例

1. 横型








2. 縦型




## 安全上の注意

絵文字あり

 <b>警 告</b>	
	●集光形照明器具と被照射面の距離は、本体表示及び取扱説明書に従って十分な距離をとってください。 指定距離より近すぎると、被照射物の火災の原因となります。
	●器具の取付時は、電源コードを器具本体に接触しないように取付けてください。 接触していると火災の原因となります。
	●器具の点灯中及び消灯直後は、本体周辺を素手で触らないでください。 本体周辺が高温のため、やけどの原因となります。
	●高電圧を発生する器具のため、メーカー指定の使用条件で使用してください。 使用条件を厳守されないと、感電・火災の原因となります。
	● . . . . .

絵文字なし

 <b>警 告</b>	
	●集光形照明器具と被照射面の距離は、本体表示及び取扱説明書に従って十分な距離をとってください。 指定距離より近すぎると、被照射物の火災の原因となります。
	●器具の取付時は、電源コードを器具本体に接触しないように取付けてください。 接触していると火災の原因となります。
	●器具の点灯中及び消灯直後は、本体周辺を素手で触らないでください。 本体周辺が高温のため、やけどの原因となります。
	●高電圧を発生する器具のため、メーカー指定の使用条件で使用してください。 使用条件を厳守されないと、感電・火災の原因となります。
	● . . . . .

## 安全上の注意

# 注 意

### 1. 使用環境・使用条件について

- この器具は屋内用です。屋外で使用しないでください。  
屋外で使用すると、感電・火災の原因となることがあります。
- ランプは、指定されたランプを使用してください。指定以外（適合しない）のランプを使用すると、器具の破損・ランプの破裂の原因となります。
- .....

### 2. 取付・設置について

- 器具の取付・設置前に必ず取扱説明書または注意書をよくお読みください。  
また、お読みいただいた後は大切に保管し、必要なときに活用ください。
- 据付工事は、電気工事士などの熟練者（専門家）が行ってください。  
未熟練者だけの対応は、間違いの原因となることがあります。
- .....

### 3. 使用前の準備について

- 器具の取付・設置前に必ず取扱説明書または注意書をよくお読みください。  
また、お読みいただいた後は大切に保管し、必要なときに活用ください。
- 電源ボックスを重ね設置すると電源ボックスの放熱により過熱状態になり、機器の破損・火災の原因となることがあります。
- .....

### 4. 用途について

- 演出空間用の照明器具です。演出空間の用途以外には、使用しないでください。  
一般用照明器具として使用する製品ではありません。
- .....

付表－5 取扱説明書などへの安全点検の表示

1. 点検表示事項

(1) 日常点検

- (a) 日常点検の勧め
- (b) 点検内容
- (c) 点検時の注意事項
- (d) 不良箇所の整備
- (e) 整備作業上の注意事項

(2) 定期点検

- (a) 定期点検の勧め
- (b) 定期点検の依頼先の表示
- (c) 定期点検の時期

(3) 修理

- (a) 修理の判断事項
- (b) 修理の依頼先の表示





## 第2章 安全確保のための表示事項 チェックリスト



# 1. 白熱灯用照明器具

製品使用段階の分類	表示事項	区分			表示媒体				備考	
		危険	警告	注意	本体		取扱説明書	カタログ		個装箱
					銘板	シンボル				
(1) 購入	①使用環境の制限	<input type="checkbox"/> この器具は屋内用です。屋外で使用しないでください。 屋外で使用すると、感電・火災の原因となることがあります。			○			○	○	
		<input type="checkbox"/> この器具は最高周囲温度以下で使用してください。 破損・変形・火災と電球の破裂の原因となることがあります。			○	○		○	○	「最高周囲温度」
		<input type="checkbox"/> 湿気や水気のあるところで使用しないでください。 感電・火災の原因となることがあります。			○			○		
		<input type="checkbox"/> 不安定な場所や燃えやすいものの近くで使用しないでください。 倒れたり、落ちたりして、火災・けがの原因となります。			○			○		
	②使用条件の制限	<input type="checkbox"/> 電球は指定された電球を使用してください。指定以外（適合しない）の電球を使用すると、器具の破損・電球の破裂の原因となります。			○	○		○	○	「適合電球」
(2) 取付・設置	①取扱説明書を読むことへの要請	<input type="checkbox"/> 器具の取付・設置前に必ず取扱説明書または注意書をよくお読みください。 また、お読みいただいた後は大切に保管し、必要なときに活用ください。			○	○		○	○	
	②施工者に関する制限、禁止	<input type="checkbox"/> 据付施工は、電気工事士などの熟練者（専門家）が行ってください。 未熟練者だけの対応は、間違いの原因になることがあります。			○			○		
	③取付・設置者に関する制限、禁止	<input type="checkbox"/> 劇場演出空間内での照明作業に伴う器具の取付・設置・移動・撤収は、「舞台・テレビジョン照明技術者技能認定者」などの専門家が行ってください。 未熟練者だけの対応は間違いの原因となるおそれがあります。			○			○		
	④取付・設置方法の禁止事項	<input type="checkbox"/> 器具の本体質量に見合った取付金具を使用してください。 取付金具の選定を間違えると落下し、物的損害・けがの原因となります。		○		○		○	○	「本体質量」
<input type="checkbox"/> 器具の取付・設置に方向性のある器具があります。本体表示及び取扱説明書に従って正しく取付けてください。指定以外の取付けを行うと、器具本体の破損や火災・けがの原因となることがあります。				○	○		○	○	「上部方向」	

製品使用段階の分類	表示事項	区分			表示媒体				備考		
		危険	警告	注意	本体		取扱説明書	カタログ		個装箱	
					銘板	シンボル					
(2) 取付・設置	④取付・設置方法の禁止事項	<input type="checkbox"/> 器具の取付・設置には、可燃物と器具周辺面（照射方向を除く）との最小距離を本体表示及び取扱説明書に従って正しく取付けてください。指定距離より近すぎると、火災の原因となります。		○		○		○	○	「最小離隔距離」	
		<input type="checkbox"/> 集光形照明器具と被照射面の距離は、本体表示及び取扱説明書に従って十分な距離をとってください。指定距離より近すぎると、被照射物の火災の原因となります。		○		○	○	○	○	「最小照射距離」	
		<input type="checkbox"/> 器具の使用角度に制限のある器具があります。本体表示及び取扱説明書に従って正しく使用してください。使用角度範囲を超えると、器具の破損、電球の破裂の原因となります。		○		○		○	○	「使用角度範囲」	
		<input type="checkbox"/> 器具の取付・設置には、器具本体の落下防止ワイヤを取扱説明書に従って正しく取付けてください。確実に取付けないと取付金具等の破損により器具が落下し、物的損害・けがの原因となります。						○			
		<input type="checkbox"/> 器具のフィルタホルダ枠にカラーチェンジャ等の附属品を装着する場合は、フィルタホルダ枠の許容荷重に見合った附属品を使用してください。器具本体の破損、附属品が落下し、物的損害・けがの原因となります。						○	○		
		<input type="checkbox"/> 器具の取付・設置時は、電源コードを器具本体に接触しないように取付けてください。接触していると火災の原因となります。		○				○	○	○	

製品使用段階の分類	表示事項	区分			表示媒体				備考	
		危険	警告	注意	本体		取扱説明書	カタログ		個装箱
					銘板	シボル				
(3) 使用前の準備	①取扱説明書を読むことへの要請			○	○		○	○		
	②使用前の準備を行う者の制限, 禁止			○			○			
	③電源接続などの制限, 禁止			○			○			
	④使用前の製品の点検	□器具内部の輸送用緩衝材などを取り外して使用ください。残材があった場合は、器具の破損・火災の原因となります。			○				○	
		□電球の取扱いは、電球の取扱説明書または注意書をよくお読みください。また、お読みいただいた後は大切に保管し、必要なときに活用ください。			○			○		
	□電球の装着は、電球ソケットに確実に装着してください。確実に装着されないと電球・電球ソケットの破損の原因となります。			○			○			
(4) 用途	①予想される用途以外の使用		○		○		○	○		
(5) 使用方法	①使用者の制限, 禁止			○			○			
	②予想される誤使用の禁止	□器具の本体質量 取付金具の選定を間違えると落下し、物的損害・けがの原因となります。		○		○	○	○	「本体質量」	

製品使用段階の分類	表示事項	区分			表示媒体				備考	
		危険	警告	注意	本体		取扱説明書	カタログ		個装箱
					銘板	シボル				
(5) 使用方法	② 予想される誤使用の禁止	<input type="checkbox"/> 器具の取付に方向性のある器具があります。本体表示及び取扱説明書に従って正しく取付けてください。指定以外の取付けを行うと、器具本体の破損や火災・けがの原因となることがあります。			○	○		○	○	「上部方向」
		<input type="checkbox"/> 器具の取付には、可燃物と器具周辺面（照射方向を除く）との最小距離を本体表示及び取扱説明書に従って十分な距離をとって、取付けてください。指定距離より近すぎると、火災の原因となります。		○		○		○	○	「最小離隔距離」
		<input type="checkbox"/> 集光形照明器具と被照射面の距離は、本体表示及び取扱説明書に従って十分な距離をとってください。指定距離より近すぎると、被照射物の火災の原因となります。		○		○	○	○	○	「最小照射距離」
		<input type="checkbox"/> 器具の使用角度に制限のある器具があります。本体表示及び取扱説明書に従って正しく使用してください。使用角度範囲を超えると、器具の破損、電球の破裂の原因となります。		○		○		○	○	「使用角度範囲」
		<input type="checkbox"/> 器具の取付には、器具本体の落下防止ワイヤを取扱説明書に従って正しく取付けてください。確実に取付けないと取付金具等の破損により器具が落下し、物的損害・けがの原因になります。						○		
		<input type="checkbox"/> 器具のフィルタホルダ枠にカラーチェンジャ等の附属品を装着する場合は、フィルタホルダ枠の許容荷重に見合った附属品を使用してください。器具本体の破損、附属品が落下し、物的損害・けがの原因になります。						○	○	
		<input type="checkbox"/> 器具の取付時は、電源コードを器具本体に接触しないように取付けてください。接触していると火災の原因となります。		○			○	○	○	

製品使用段階の分類	表示事項	区分			表示媒体				備考	
		危険	警告	注意	本体		取扱説明書	カタログ		個装箱
					銘板	シボル				
(5) 使用方法	②予想される誤使用の禁止	<input type="checkbox"/> 器具の安全シールド（ガラス、フィルタ、ガラスクロス、金網等）を取り外して使用しないでください。 電球の破裂などにより破片等が落下し、火災・やけどの原因となります。			○			○		
		<input type="checkbox"/> 器具の点灯中及び消灯直後は、本体周辺を素手で触らないでください。 本体周辺が高温のため、やけどの原因となります。		○		○	○	○		「最高表面温度」
		<input type="checkbox"/> フィルタホルダ枠の押さえ金具を確実にとめてください。押さえ金具を確実に止めないとフィルタホルダが落下し、物的損害・けがの原因となります。		○				○		
	③適正な部品を正しく取り付けられない状態での使用の禁止	<input type="checkbox"/> フィルタホルダは、適合品を使用してください。フィルタホルダの破損・変形したものを使用すると落下し、物的損害・けがの原因となります。		○				○		
		<input type="checkbox"/> 紙フィルタホルダは、適合品を使用し位置ずれに注意してください。 位置ずれがあると火災の原因となります。			○			○		
	④改造の禁止	<input type="checkbox"/> 器具を分解して改造しないでください。 故障・感電・火災の原因となります。		○				○		
⑤天災地変後の安全確保のための点検	<input type="checkbox"/> 地震などの天災の後、再使用前に「舞台・テレビジョン照明技術者技能認定者」などの専門家が、点検を行ってください。 未熟練者だけでの対応は間違いの原因となるおそれがあります。			○			○			
(6) 保守点検	①日常点検の勧め	<input type="checkbox"/> 器具は、日常点検を実施してください。点検の結果、取扱説明書に記載されている基準をはずれている場合は、取扱説明書に基づき処置をしてください。			○			○		
	②点検（整備）者の制限、禁止	<input type="checkbox"/> 器具の点検（整備）は、「舞台・テレビジョン照明技術者技能認定者」などの専門家が行ってください。 未熟練者だけでの対応は間違いの原因となるおそれがあります。			○			○		

製品使用段階の分類	表示事項	区分			表示媒体				備考	
		危険	警告	注意	本体		取扱説明書	カタログ		個装箱
					銘板	シボル				
③点検や清掃についての要望事項	<input type="checkbox"/> 電球交換，部品交換，清掃時は，必ず電源を切ってください。 電源を切らないと感電することがあります。			○			○			
	<input type="checkbox"/> レンズの着脱は，取扱説明書に従って行ってください。正しく着脱を行わないと，レンズの破損，落下によるけがの原因となります。			○			○			
(6) 保守点検 ④点検をしないままでの使用の制限，禁止	<input type="checkbox"/> 電源コード，接続器は日常点検し，点検の結果，取扱説明書に記載されている基準をはずれている場合は，取扱説明書に基づき処置をしてください。感電・火災の原因となることがあります。			○			○			
	<input type="checkbox"/> 安全シールドに亀裂がないか日常点検し，点検の結果，取扱説明書に記載されている基準をはずれている場合は，取扱説明書に基づき処置をしてください。電球の破裂などにより破片が落下し，火災・やけどの原因となります。			○			○			
	<input type="checkbox"/> 冷却ファン付器具は，埃などでふさがっていないか日常点検し，清掃してください。器具の故障・火災の原因となります。			○			○			
	<input type="checkbox"/> 電球ソケット，リフレクタは点検し，点検の結果，取扱説明書に記載されている基準をはずれている場合は，取扱説明書に基づき処置をしてください。感電・故障の原因となることがあります。			○			○			
	<input type="checkbox"/> レンズの清掃は，レンズに傷をつけないように取扱説明書に従って実施してください。レンズの破損・けがの原因となります。			○			○			
	<input type="checkbox"/> 器具のネジ類は，振動等で緩む場合があり取扱説明書に基づき処置をしてください。故障，落下による物的損害・けがの原因となります。			○			○			
	<input type="checkbox"/> 埃や紙吹雪が溜まったまま使用しないで，清掃してください。火災の原因となります。			○			○			



製品使用段階の分類		表示事項	区分			表示媒体				備考	
			危険	警告	注意	本体		取扱説明書	カタログ		個装箱
						銘板	シンボル				
(6) 保守点検	⑤電球の交換の制限, 禁止	□電球の取扱いは、電球の取扱説明書または注意書をよくお読みください。また、お読みいただいた後は大切に保管し、必要なときに活用ください。			○			○			
		□電球は指定された電球を使用してください。指定以外（適合しない）の電球を使用すると、器具の破損・電球の破裂の原因となります。			○	○		○	○		「適合電球」
		□電球の装着は、電球ソケットに確実に装着してください。確実に装着されないと電球・電球ソケットの破損の原因となります。			○			○			
(6) 保守点検	⑥交換部品の制限, 禁止	□交換部品は、メーカー指定の純正部品を使用し、取扱説明書に基づき確実に処置をしてください。器具の機能劣化・感電・火災の原因となります。			○			○			
(7) 異常時の処置	①不良や異常のままでの使用禁止	□煙が出たり、変な臭いがするなどの異常状態のままで使用すると、火災・感電の原因となります。		○				○			
	②異常時のとるべき処理	□すぐに電源を切り、異常状態がおさまったことを確認してから原因を究明してください。容易に原因の究明ができない場合は、メーカーに修理依頼をしてください。		○				○			
(8) 保管時の禁止事項	①保管時の制限	□埃の多い場所や湿度が高く、結露しやすい環境に保管しないでください。故障・絶縁不良の原因となります。			○			○			
		□安全シールドに損傷を与えないように保管してください。安全シールドの効力をなくす原因となります。			○			○			
		□再使用するときは、点検を必ず行ってから使用してください。感電・火災の原因となるおそれがあります。			○			○			

## 2. 放電灯用照明器具

製品使用段階の分類	表示事項	区分			表示媒体				備考	
		危険	警告	注意	本体		取扱説明書	カタログ		個装箱
					銘板	シンボル				
(1) 購入	①使用環境の制限	<input type="checkbox"/> この器具は屋内用です。屋外で使用しないでください。 屋外で使用すると、感電・火災の原因となることがあります。			○			○	○	
		<input type="checkbox"/> この器具は最高周囲温度以下で使用してください。 破損・変形・火災とランプの破裂の原因となることがあります。			○	○		○	○	「最高周囲温度」
		<input type="checkbox"/> 湿気や水気のあるところで使用しないでください。 感電・火災の原因となることがあります。			○			○		
		<input type="checkbox"/> この器具及び電源ボックスは許容周囲温度内で使用してください。 ランプの不点灯や破損の原因となることがあります。			○			○	○	
		<input type="checkbox"/> 不安定な場所や燃えやすいものの近くで使用しないでください。 倒れたり、落ちたりして、火災・けがの原因となります。			○			○		
	②使用条件の制限	<input type="checkbox"/> ランプは、指定されたランプを使用してください。指定以外（適合しない）のランプを使用すると、器具の破損・ランプの破裂の原因となります。			○	○		○	○	「適合ランプ」
<input type="checkbox"/> 高電圧を発生する器具のため、メーカー指定の使用条件で使用して下さい。 使用条件を厳守されないと、感電・火災の原因となります。			○			○	○	○		
<input type="checkbox"/> この器具は紫外線を微放射しますので、長時間にわたり人体に浴びないように注意してください。				○			○	○		
(2) 取付・設置	①取扱説明書を読むことへの要請	<input type="checkbox"/> 器具の取付・設置前に必ず取扱説明書または注意書をよくお読みください。 また、お読みいただいた後は大切に保管し、必要なときに活用ください。			○	○		○	○	
	②施工者に関する制限、禁止	<input type="checkbox"/> 据付施工は、電気工事士などの熟練者（専門家）が行ってください。 未熟練者だけの対応は、間違いの原因となることがあります。			○			○		

製品使用段階の分類	表示事項	区分			表示媒体				備考				
		危険	警告	注意	本体		取扱説明書	カタログ		個装箱			
					銘板	シボル							
(2) 取付・設置	③取付・設置者に関する制限, 禁止	<input type="checkbox"/> 劇場演出空間内での照明作業に伴う器具の取付・設置・移動・撤収は、「舞台・テレビジョン照明技術者技能認定者」などの専門家が行ってください。未熟練者だけの対応は間違いの原因となるおそれがあります。				○			○				
	④取付・設置方法の禁止事項	<input type="checkbox"/> 器具の本体質量に見合った取付金具を使用してください。取付金具の選定を間違えると落下し、物的損害・けがの原因となります。		○		○		○	○				「本体質量」
		<input type="checkbox"/> 器具、電源ボックスの取付・設置に方向性のあるものがあります。本体表示及び取扱説明書に従って正しく取付けてください。指定以外の取付けを行うと、本体の破損や火災・けがの原因となることがあります。				○	○	○	○				「上部方向」
		<input type="checkbox"/> 器具の取付・設置には、可燃物と器具周辺面（照射方向を除く）との最小距離を本体表示及び取扱説明書に従って十分な距離をとって、取付けてください。指定距離より近すぎると、火災の原因となります。		○			○		○	○			「最小離隔距離」
		<input type="checkbox"/> 集光形照明器具と被照射面の距離は、本体表示及び取扱説明書に従って十分な距離をとってください。指定距離より近すぎると、被照射物の火災の原因となります。		○			○	○	○	○			「最小照射距離」
		<input type="checkbox"/> 器具の使用角度に制限のある器具があります。本体表示及び取扱説明書に従って正しく使用してください。使用角度範囲を超えると、器具の破損、ランプの破裂の原因となります。		○			○		○	○			「使用角度範囲」
		<input type="checkbox"/> 器具の取付・設置には、器具本体の落下防止ワイヤを取扱説明書に従って正しく取付けてください。確実に取付けないと取付金具等の破損により器具が落下し、物的損害・けがの原因になります。					○		○				

製品使用段階の分類	表示事項	区分			表示媒体				備考			
		危険	警告	注意	本体		取扱説明書	カタログ		個装箱		
					銘板	シンボル						
(2) 取付・設置	④取付・設置方法の禁止事項	<input type="checkbox"/> 器具の取付・設置時は、電源コードを器具本体に接触しないように取付けてください。接触していると火災の原因となります。		○			○	○				
		<input type="checkbox"/> 器具のフィルタホルダ枠にアイリスシャッタ等の附属品を装着する場合は、フィルタホルダ枠の許容荷重に見合った附属品を使用してください。器具本体の破損、附属品が落下し、物的損害・けがの原因となります。			○			○	○			
		<input type="checkbox"/> 電源ボックスを重ね設置すると電源ボックスの放熱により過熱状態になり、機器の破損・火災の原因となります。			○			○				
		<input type="checkbox"/> 電源ボックスはアース接続（D種接地）してください。アース接続をしないと感電の原因となることがあります。			○			○				
(3) 使用前の準備	①取扱説明書を読むことへ要請	<input type="checkbox"/> 器具の使用前に必ず取扱説明書または注意書をよくお読みください。また、お読みいただいた後は大切に保管し、必要なときに活用ください。			○	○		○	○			
		②使用前の準備を行う者の制限、禁止	<input type="checkbox"/> 器具の使用前の準備は、「舞台・テレビジョン照明技術者技能認定者」などの専門家が行ってください。未熟練者だけの対応は間違いの原因となるおそれがあります。			○		○				
			③電源接続などの制限、禁止	<input type="checkbox"/> 電源接続は、取扱説明書に従って確実に行ってください。接続が不完全な場合は、接触不良により火災の原因となります。			○		○			
				④使用前の製品の点検	<input type="checkbox"/> 器具内部の輸送用緩衝材などを取り外して使用くだ 残材があった場合は、器具の破損・火災の原因となります。			○				○
	<input type="checkbox"/> ランプの取扱いは、ランプの取扱説明書または注意書をよくお読みください。また、お読みいただいた後は大切に保管し、必要なときに活用ください。				○		○					
		<input type="checkbox"/> ランプの装着は、ランプソケットに確実に装着してください。確実に装着されないとランプ・ランプソケットの破損の原因となります。			○		○					

製品使用段階の分類	表示事項	区分			表示媒体				備考	
		危険	警告	注意	本体		取扱説明書	カタログ		個装箱
					銘板	シンボル				
(4) 用途	①予想される用途以外の使用	<input type="checkbox"/> 演出空間用の器具です。演出空間の用途以外には、使用しないでください。一般用照明器具として使用する製品ではありません。		○		○		○	○	
(5) 使用方法	①使用者の制限, 禁止	<input type="checkbox"/> 器具を取扱う場合は、「舞台・テレビジョン照明技術者技能認定者」などの専門家が行ってください。未熟練者だけの対応は間違いの原因となるおそれがあります。			○			○		
	②予想される誤使用の禁止	<input type="checkbox"/> 器具の本体質量に見合った取付金具を使用してください。取付金具の選定を間違えると落下し、物的損害・けがの原因となります。		○		○		○	○	「本体質量」
		<input type="checkbox"/> 器具、電源ボックスの取付に方向性のある器具があります。本体表示及び取扱説明書に従って正しく取付けてください。指定以外の取付けを行うと、本体の破損や火災・けがの原因となることがあります。			○	○		○	○	「上部方向」
		<input type="checkbox"/> 器具の取付けには、可燃物と器具周辺面（照射方向を除く）との最小距離を本体表示及び取扱説明書に従って十分な距離をとって、取付けてください。指定距離より近すぎると、火災の原因となります。		○		○		○	○	「最小離隔距離」
		<input type="checkbox"/> 集光形照明器具と被照射面の距離は、本体表示及び取扱説明書に従って十分な距離をとってください。指定距離より近すぎると、被照射物の火災の原因となります。		○		○	○	○	○	「最小照射距離」
		<input type="checkbox"/> 器具の使用角度に制限のある器具があります。本体表示及び取扱説明書に従って正しく使用してください。使用角度範囲を超えると、器具の破損、ランプの破裂の原因となります。		○		○		○	○	「使用角度範囲」

製品使用段階の分類	表示事項	区分			表示媒体				備考			
		危険	警告	注意	本体		取扱説明書	カタログ		個装箱		
					銘板	シボル						
(5) 使用方法	②予想される誤使用の禁止	<input type="checkbox"/> 器具の取付には、器具本体の落下防止ワイヤを取扱説明書に従って正しく取付けてください。確実に取付けないと取付金具等の破損により器具が落下し、物的損害・けがの原因になります。			○			○				
		<input type="checkbox"/> 器具の取付時は、電源コードを器具本体に接触しないように取付けてください。接触していると火災の原因となります。		○			○	○	○			
		<input type="checkbox"/> 電源ボックスを重ね設置すると電源ボックスの放熱により過熱状態になり、機器の破損・火災の原因となります。				○			○			
		<input type="checkbox"/> 電源ボックスはアース接続（D種接地）してください。アース接続をしないと感電の原因となることがあります。				○			○			
		<input type="checkbox"/> 器具のフィルタホルダ枠にアイリスシャッタ等の附属品を装着する場合は、フィルタホルダ枠の許容荷重に見合った附属品を使用してください。器具本体の破損、附属品が落下し、物的損害・けがの原因になります。				○			○	○		
		<input type="checkbox"/> 器具の安全シールド（ガラス、フィルタ、ガラスクロス、金網等）を取りはずして使用しないでください。ランプの破裂などにより破片等が落下し、火災・やけどの原因となります。				○			○			
		<input type="checkbox"/> 器具の点灯中及び消灯直後は、本体周辺を素手で触らないでください。本体周辺が高温のため、やけどの原因となります。				○			○	○		「最高表面温度」
		<input type="checkbox"/> フィルタホルダ枠の押さえ金具を確実にとめてください。押さえ金具を確実に止めないとフィルタホルダが落下し、物的損害・けがの原因となります。				○			○			

製品使用段階の分類	表示事項	区分			表示媒体				備考			
		危険	警告	注意	本体		取扱説明書	カタログ		個装箱		
					銘板	シボル						
(5) 使用方法	③適正な部品を正しく取り付けない状態での使用の禁止	<input type="checkbox"/> フィルタホルダは、適合品を使用してください。フィルタホルダの破損・変形したものを使用すると落下し、物的損害・けがの原因となります。		○				○				
		<input type="checkbox"/> 紙フィルタホルダは、適合品を使用し位置ずれに注意してください。位置ずれがあると火災の原因となります。							○			
	④改造の禁止	<input type="checkbox"/> 器具を分解して改造しないでください。故障・感電・火災の原因となります。		○					○			
	⑤天災地変後の安全確保のための点検	<input type="checkbox"/> 地震などの天災の後、再使用前に「舞台・テレビジョン照明技術者技能認定者」などの専門家が、点検を行ってください。未熟練者だけの対応は間違いの原因となるおそれがあります。							○			
(6) 保守点検	①日常点検の勧め	<input type="checkbox"/> 器具は、日常点検を実施してください。点検の結果、取扱説明書に記載されている基準をはずれている場合は、取扱説明書に基づき処置をしてください。							○			
	②点検（整備）者の制限，禁止	<input type="checkbox"/> 器具の点検（整備）は、「舞台・テレビジョン照明技術者技能認定者」などの専門家が行ってください。未熟練者だけの対応は間違いの原因となるおそれがあります。							○			
	③点検や清掃についての要望事項	<input type="checkbox"/> ランプ交換，部品交換，清掃時は、必ず電源を切ってください。電源を切らないと感電することがあります。							○			
		<input type="checkbox"/> レンズの着脱は、取扱説明書に従って行ってください。正しく着脱を行わないと、レンズの破損，落下によるけがの原因となります。								○		
④点検をしないままでの使用の制限，禁止	<input type="checkbox"/> 電源コード，接続器は日常点検し、点検の結果、取扱説明書に記載されている基準をはずれている場合は、取扱説明書に基づき処置をしてください。感電・火災の原因となることがあります。								○			

製品使用段階の分類	表示事項	区分			表示媒体				備考	
		危険	警告	注意	本体		取扱説明書	カタログ		個装箱
					銘板	シボル				
(6) 保守点検	④点検をしないままでの使用の制限, 禁止			○			○			
	□冷却ファン付器具は、埃などでふさがっていないか日常点検し、清掃してください。器具の故障・火災の原因となります。			○			○			
	□安全シールドに亀裂がないか日常点検し、点検の結果、取扱説明書に記載されている基準をはずれている場合は、取扱説明書に基づき処置をしてください。ランプの破裂などにより破片が落下し、火災・やけどの原因となります。			○				○		
	□ランプソケット、リフレクタは点検し、点検の結果、取扱説明書に記載されている基準をはずれている場合は、取扱説明書に基づき処置をしてください。感電・故障の原因となることがあります。			○				○		
	□レンズの清掃は、レンズに傷をつけないように取扱説明書に従って実施してください。レンズの破損・けがの原因となります。			○				○		
	□器具のネジ類は、振動等で緩む場合があります取扱説明書に基づき処置をしてください。故障、落下による物的損害・けがの原因となります。			○				○		
□埃や紙吹雪が溜まったまま使用しないで、清掃してください。火災の原因となります。			○				○			
⑤ランプの交換の制限, 禁止	□ランプの取扱いは、ランプの取扱説明書または注意書をよくお読みください。また、お読みいただいた後は大切に保管し、必要なときに活用ください。			○			○			
	□ランプは指定された電球を使用してください。指定以外（適合しない）のランプを使用すると、器具の破損・ランプの破裂の原因となります。			○	○		○	○		「適合ランプ」
	□ランプの装着は、ランプソケットに確実に装着してください。確実に装着されないとランプ・ランプソケットの破損の原因となります。			○			○			



製品使用段階の分類	表示事項	区分			表示媒体				備考	
		危険	警告	注意	本体		取扱説明書	カタログ		個装箱
					銘板	シボル				
(6) 保守点検	⑥交換部品の制限, 禁止			○			○			
(7) 異常時の処置	①不良や異常のままでの使用禁止		○				○			
	②異常時のとるべき処理		○				○			
(8) 保管時の禁止事項	①保管時の制限			○			○			
				○			○			
				○			○			

### 3. 照明機材

製品使用段階の分類	表示事項	区分			表示媒体				備考	
		危険	警告	注意	本体		取扱説明書	カタログ		個装箱
					銘板	シンボル				
(1) 購入	①使用環境の制限	<input type="checkbox"/> この機材は屋内用です。屋外で使用しないでください。 屋外で使用すると、感電・火災の原因となることがあります。			○			○	○	
		<input type="checkbox"/> この機材は最高周囲温度以下で使用してください。 破損・変形・火災の原因となることがあります。			○	○		○	○	「最高周囲温度」
		<input type="checkbox"/> 湿気や水気のあるところで使用しないでください。 感電・火災の原因となることがあります。			○			○		
		<input type="checkbox"/> 不安定な場所や燃えやすいものの近くで使用しないでください。 倒れたり、落ちたりして、火災・けがの原因となります。			○			○		
(2) 取付・設置	①取扱説明書を読むことへの要請	<input type="checkbox"/> 機材の取付・設置前に必ず取扱説明書または注意書をよくお読みください。 また、お読みいただいた後は大切に保管し、必要なときに活用ください。			○	○		○	○	
		<input type="checkbox"/> 据付施工は、電気工事士などの熟練者（専門家）が行ってください。 未熟練者だけでの対応は、間違いの原因になることがあります。			○			○		
		<input type="checkbox"/> 劇場演出空間内での照明作業に伴う機材の取付・設置・移動・撤収は、「舞台・テレビジョン照明技術者技能認定者」などの専門家が行ってください。 未熟練者だけでの対応は間違いの原因となるおそれがあります。			○			○		
		<input type="checkbox"/> 機材の本体質量に見合った取付金具を使用してください。 取付金具の選定を間違えると落下し、物的損害やけがの原因となります。		○		○		○	○	「本体質量」
④取付・設置方法の禁止事項	<input type="checkbox"/> 機材の取付・設置に方向性のある機材があります。本体表示及び取扱説明書に従って正しく取付けてください。指定以外の取付けを行うと、機材本体の破損や火災・けがの原因となることがあります。			○	○		○	○	「上部方向」	

製品使用段階の分類	表示事項	区分			表示媒体				備考		
		危険	警告	注意	本体		取扱説明書	カタログ		個装箱	
					銘板	シンボル					
(2) 取付・設置	④取付・設置方法の禁止事項	<input type="checkbox"/> 機材の使用角度に制限のある機材があります。 本体表示及び取扱説明書に従って正しく使用してください。 使用角度範囲を超えると、機材の破損の原因となります。		○		○		○	○	「使用角度範囲」	
		<input type="checkbox"/> 機材の取付・設置には、機材本体の落下防止ワイヤを取扱説明書に従って正しく取付けてください。確実に取付けないと取付金具等の破損により機材が落下し、物的損害・けがの原因になります。			○			○			
		<input type="checkbox"/> 機材のフィルタホルダ枠にカラーチェンジャ等の附属品を装着する場合は、フィルタホルダ枠の許容荷重に見合った附属品を使用してください。機材本体の破損、附属品が落下し、物的損害・けがの原因になります。			○			○	○		
		<input type="checkbox"/> 機材の取付・設置時は、電源コードを照明器具本体に接触しないように取付けてください。接触していると火災の原因となります。		○			○	○	○		
(3) 使用前の準備	①取扱説明書を読むことへの要請	<input type="checkbox"/> 機材の使用前に必ず取扱説明書または注意書をよくお読みください。また、お読みいただいた後は大切に保管し、必要なときに活用ください。			○	○		○	○		
	②使用前の準備を行う者の制限、禁止	<input type="checkbox"/> 機材の使用前の準備は、「舞台・テレビジョン照明技術者技能認定者」などの専門家が行ってください。未熟練者だけの対応は間違いの原因となるおそれがあります。			○			○			
	③電源接続などの制限、禁止	<input type="checkbox"/> 電源接続は、取扱説明書に従って確実に行ってください。接続が不完全な場合は、接触不良により火災の原因となります。			○			○			
	④使用前の製品の点検	<input type="checkbox"/> 機材内部の輸送用緩衝材などを取り外して使用ください。残材があった場合は、機材の破損・火災の原因となります。			○				○		

製品使用段階の分類	表示事項	区分			表示媒体				備考		
		危険	警告	注意	本体		取扱説明書	カタログ		個装箱	
					銘板	シボル					
(4) 用途	① 予想される用途以外の使用	□ 演出空間用の機材です。演出空間の用途以外には、使用しないでください。一般用照明機材として使用する製品ではありません。			○		○	○			
(5) 使用方法	① 使用者の制限, 禁止	□ 機材を取扱う場合は、「舞台・テレビジョン照明技術者技能認定者」などの専門家が行ってください。未熟練者だけの対応は間違いの原因となるおそれがあります。				○		○			
	② 予想される誤使用の禁止	□ 機材の本体質量に見合った取付金具を使用してください。取付金具の選定を間違えると落下し、物的損害・けがの原因となります。			○		○	○	○		「本体質量」
		□ 機材の取付に方向性のある機材があります。本体表示及び取扱説明書に従って正しく取付けてください。指定以外の取付けを行うと、機材本体の破損や火災・けがの原因となることがあります。				○	○	○	○		「上部方向」
		□ 機材の使用角度に制限のある機材があります。本体表示及び取扱説明書に従って正しく使用してください。使用角度範囲を超えると、機材の破損の原因となります。			○		○	○	○		「使用角度範囲」
		□ 機材の取付は、機材本体の落下防止ワイヤを取扱説明書に従って正しく取付けてください。確実に取付けないと取付金具等の破損により機材が落下し、物的損害・けがの原因になります。				○			○		
		□ 機材のフィルタホルダ枠にカラーチェンジャ等の附属品を装着する場合は、フィルタホルダ枠の許容荷重に見合った附属品を使用してください。機材本体の破損、附属品が落下し、物的損害・けがの原因になります。				○			○	○	

製品使用段階の分類	表示事項	区分			表示媒体				備考		
		危険	警告	注意	本体		取扱説明書	カタログ		個装箱	
					銘板	シンボル					
(5) 使用方法	②予想される誤使用の禁止	<input type="checkbox"/> 機材の取付時は、電源コードを照明器具本体に接触しないように取付けてください。接触していると火災の原因となります。		○			○	○			
		<input type="checkbox"/> アイリスシャッタは、可動部に指を入れしないでください。けがの原因となります。		○			○	○		取説を添付しないものは本体表示。	
		<input type="checkbox"/> 機材の安全シールド（ガラス、フィルタ、ガラスクロス、金網等）を取り外して使用しないでください。電球の破裂などにより破片等が落下し、火災・やけどの原因となります。				○			○		
		<input type="checkbox"/> フィルタホルダ枠の押さえ金具を確実にとめてください。押さえ金具を確実に止めないとフィルタホルダが落下し、物的損害・けがの原因となります。		○					○		
	③適正な部品を正しく取り付けない状態での使用の禁止	<input type="checkbox"/> フィルタホルダは、適合品を使用してください。フィルタホルダの破損・変形したものを使用すると落下し、物的損害・けがの原因となります。		○					○		
		<input type="checkbox"/> 紙フィルタホルダは、適合品を使用し位置ずれに注意してください。位置ずれがあると火災の原因となります。				○			○		
	④改造の禁止	<input type="checkbox"/> 機材を分解して改造しないでください。故障・感電・火災の原因となります。		○					○		
⑤天災地変後の安全確保のための点検	<input type="checkbox"/> 地震などの天災の後、再使用前に「舞台・テレビジョン照明技術者技能認定者」などの専門家が、点検を行ってください。未熟練者だけの対応は間違いの原因となるおそれがあります。			○				○			

製品使用段階の分類	表示事項	区分			表示媒体				備考		
		危険	警告	注意	本体		取扱説明書	カタログ		個装箱	
					銘板	シボル					
(6) 保守点検	①日常点検の勧め			○			○				
	②点検（整備）者の制限，禁止			○			○				
	③点検や清掃についての要望事項	□部品交換，清掃時は，必ず電源を切ってください。電源を切らないと感電することがあります。			○			○			
		□レンズの着脱は，取扱説明書に従って行ってください。正しく着脱を行わないと，レンズの破損，落下によるけがの原因となります。			○			○			
	④点検をしないままでの使用の制限，禁止	□電源コード，接続器は日常点検し，点検の結果，取扱説明書に記載されている基準をはずれている場合は，取扱説明書に基づき処置をしてください。感電・火災の原因となることがあります。			○			○			
		□安全シールドに亀裂がないか日常点検し，点検の結果，取扱説明書に記載されている基準をはずれている場合は，取扱説明書に基づき処置をしてください。電球の破裂などにより破片が落下し，火災・やけどの原因となります。			○			○			
		□冷却ファン付機材は，埃などでふさがっていないか日常点検し，清掃してください。機材の故障・火災の原因となります。			○			○			
		□レンズの清掃は，レンズに傷をつけないように取扱説明書に従って実施してください。レンズの破損・けがの原因となります。			○			○			
		□機材のネジ類は，振動等で緩む場合があり取扱説明書に基づき処置をしてください。故障，落下による物的損害・けがの原因となります。			○			○			

製品使用段階の分類	表示事項	区分			表示媒体				備考	
		危険	警告	注意	本体		取扱説明書	カタログ		個装箱
					銘板	シボル				
(6) 保守点検	④点検をしないままでの使用の制限, 禁止			○			○			
	⑤交換部品の制限, 禁止			○			○			
(7) 異常時の処置	①不良や異常のままでの使用禁止		○				○			
	②異常時のとるべき処理		○				○			
(8) 保管時の禁止事項	①保管時の制限			○			○			
				○			○			
				○			○			

#### 4. 配線機材

製品使用段階の分類	表示事項	区分			表示媒体				備考			
		危険	警告	注意	本体		取扱説明書	カタログ		個装箱		
					銘板	シンボル						
(1) 購入	①使用環境の制限	<input type="checkbox"/> この配線機材は屋内用です。屋外で使用しないでください。 屋外で使用すると、感電・火災の原因となることがあります。				○						
		<input type="checkbox"/> この配線機材は、湿気や水気のあるところで使用しないでください。 感電・火災の原因となることがあります。				○						
(2) 取付 □設置	①施工者に関する制限, 禁止	<input type="checkbox"/> 据付施工は、電気工事士などの熟練者（専門家）が行ってください。 未熟練者だけの対応は、間違いの原因となることがあります。				○						
	②取付・設置者に関する制限, 禁止	<input type="checkbox"/> 劇場演出空間内での照明作業に伴う配線機材の取付・設置・移動・撤収は、「舞台・テレビジョン照明技術者技能認定者」などの専門家が行ってください。未熟練者だけの対応は間違いの原因となるおそれがあります。				○						
(3) 使用前の準備	①使用前の準備を行う者の制限, 禁止	<input type="checkbox"/> 配線機材の使用前の準備は、「舞台・テレビジョン照明技術者技能認定者」などの専門家が行ってください。 未熟練者だけの対応は間違いの原因となるおそれがあります。				○						
(4) 用途	①予想される用途以外の使用	<input type="checkbox"/> 演出空間用の配線機材です。演出空間の用途以外には、使用しないでください。 一般用の配線機材として使用する製品ではありません。				○						



製品使用段階の分類		表示事項	区分			表示媒体				備考	
			危険	警告	注意	本体		取扱説明書	カタログ		個装箱
						銘板	シンボル				
(5) 使用方法	①使用者の制限, 禁止	<input type="checkbox"/> 配線機材を取扱う場合は、「舞台・テレビジョン照明技術者技能認定者」などの専門家が行ってください。 未熟練者だけでの対応は間違いの原因となるおそれがあります。			○				○		
	②天災地変後の安全確保のための点検	<input type="checkbox"/> 地震などの天災の後、再使用前に「舞台・テレビジョン照明技術者技能認定者」などの専門家が、点検を行ってください。 未熟練者だけでの対応は間違いの原因となるおそれがあります。			○				○		
(6) 保守点検	①日常点検の勧め	<input type="checkbox"/> 配線機材は、日常点検を実施してください。点検の結果、照明器具・照明機材の取扱説明書に記載されている基準をはずれている場合は、取扱説明書に基づき処置をしてください。			○				○		
	②点検（整備）者の制限, 禁止	<input type="checkbox"/> 機材の点検（整備）は、「舞台・テレビジョン照明技術者技能認定者」などの専門家が行ってください。 未熟練者だけでの対応は間違いの原因となるおそれがあります。			○				○		
	③点検や清掃についての要望事項	<input type="checkbox"/> 配線機材の部品交換時は、必ず電源を切ってください。 電源を切らないと感電することがあります。 (照明器具・照明機材の取扱説明書に記載も可)			○				○		
	④点検をしないままでの使用の制限, 禁止	<input type="checkbox"/> 接続器は日常点検し、点検の結果、照明器具・照明機材の取扱説明書に記載されている基準をはずれている場合は、取扱説明書に基づき処置をしてください。感電・火災の原因となることがあります。			○				○		
	⑤交換部品の制限, 禁止	<input type="checkbox"/> 交換部品は、メーカー指定の純正部品を使用し、照明器具・照明機材の取扱説明書に基づき確実に処置をしてください。 機材の機能劣化・感電・火災の原因となります。			○				○		

製品使用段階の分類	表示事項	区分			表示媒体				備考	
		危険	警告	注意	本体		取扱説明書	カタログ		個装箱
					銘板	シンボル				
(7) 異常時の処置	①不良や異常のままでの使用禁止		○					○		
	②異常時のとるべき処理		○					○		
(8) 保管時の禁止事項	①保管時の制限			○				○		
				○				○		

## 5. 取付機材

製品使用段階の分類	表示事項	区分			表示媒体				備考	
		危険	警告	注意	本体		取扱説明書	カタログ		個装箱
					銘板	シンボル				
(1) 購入	①使用環境の制限	<input type="checkbox"/>		○			○	○		
		<input type="checkbox"/>		○			○	○		
(2) 取付 <input type="checkbox"/> 設置	①施工者に関する制限, 禁止	<input type="checkbox"/>		○			○			
	②取付・設置者に関する制限, 禁止	<input type="checkbox"/>		○			○			
	③取付 <input type="checkbox"/> 設置方法の禁止事項	<input type="checkbox"/> 照明器具, 照明機材の質量に見合ったハンガーを使用してください。ハンガーの選定を間違えると落下し、物的損害・けがの原因となります。		○		○		○	○	「許容つり下げ質量」
<input type="checkbox"/> ハンガーの取付に方向性があります。本体表示に従って正しく取付けてください。指定以外の取付けを行うと、落下などにより照明器具, 照明機材の本体破損・物的損害・けがの原因となります。				○	○		○	○	「上部方向」	
<input type="checkbox"/> ハンガーが使用可能なパイプ径に範囲があります。使用可能範囲以外で使用すると、落下などにより照明器具, 照明機材の本体破損や物的損害・けがの原因となります。				○			○	○	「適合パイプ径の範囲」	

製品使用段階の分類	表示事項	区分			表示媒体				備考	
		危険	警告	注意	本体		取扱説明書	カタログ		個装箱
					銘板	シボル				
(3) 使用前の準備	①使用前の準備を行う者の制限, 禁止			○			○			
(4) 用途	①予想される用途以外の使用		○		○		○	○		
(5) 使用方法	①使用者の制限, 禁止			○			○			
	②予想される誤使用の禁止	□照明器具, 照明機材の質量に見合ったハンガーを使用してください。ハンガーの選定を間違えると落下し、物的損害・けがの原因となります。		○		○	○	○	「許容つり下げ質量」	
		□ハンガーの取付に方向性があります。本体表示に従って正しく取付けてください。指定以外の取付を行うと、落下などにより照明器具, 照明機材の本体破損や物的損害・けがの原因となります。			○	○		○	○	「上部方向」
	□ハンガーが使用可能なパイプ径に範囲があります。使用可能範囲以外で使用すると、落下などにより照明器具, 照明機材の本体破損や物的損害・けがの原因となります。			○			○	○	「適合パイプ径の範囲」	

製品使用段階の分類	表示事項	区分			表示媒体				備考	
		危険	警告	注意	本体		取扱説明書	カタログ		個装箱
					銘板	シンボル				
(5) 使用方法	②予想される誤使用の禁止	<input type="checkbox"/> ハンガーを照明器具に装着する時は、落下防止機構の落下防止ネジ等はしっかり締めてください。落下などにより照明器具、照明機材の本体破損・物的損害・けがの原因となります。(照明器具・照明機材の取扱説明書に記載も可)			○			○		
		<input type="checkbox"/> ハンガーの手締め用ネジ類を工具で強く締付けないでください。ハンガーの破損や落下などにより照明器具、照明機材の本体破損・物的損害・けがの原因となります。(照明器具・照明機材の取扱説明書に記載も可)			○			○		
		<input type="checkbox"/> 照明器具、照明機材の質量や形状に見合ったスタンドを使用してください。スタンドの選定を誤ると落下し、物的損害・けがの原因となります。		○		○		○	○	「許容積載質量」
		<input type="checkbox"/> スタンドには耐転倒性能についてクラス区分があります。使用状況や照明器具、照明機材の形状(重心位置やバランス)に見合ったスタンドを使用してください。スタンドの選定を誤ると転倒し、物的損害・けがの原因となります。			○	○		○	○	「耐転倒性能」
		<input type="checkbox"/> スタンドの伸縮固定ハンドルを工具で締付けないでください。スタンドの破損などにより照明器具、照明機材の本体破損・物的損害・けがの原因となります。(照明器具・照明機材の取扱説明書に記載も可)			○			○		
		<input type="checkbox"/> スタンドの脚は、安定位置までひろげて使用してください。スタンドの破損や転倒などにより照明器具、照明機材の本体破損・物的損害・けがの原因となります。(照明器具・照明機材の取扱説明書に記載も可)			○			○		
	③天災地変後の安全確保のための点検	<input type="checkbox"/> 地震などの天災の後、再使用前に「舞台・テレビジョン照明技術者技能認定者」などの専門家が、点検を行ってください。未熟練者だけの対応は間違いの原因となるおそれがあります。			○			○		

製品使用段階の分類	表示事項	区分			表示媒体				備考	
		危険	警告	注意	本体		取扱説明書	カタログ		個装箱
					銘板	シンボル				
(6) 保守点検	①日常点検の勧め			○			○			
	②点検（整備）者の制限，禁止			○			○			
	③点検をしないままでの使用の制限，禁止			○			○			
	④交換部品の制限，禁止			○			○			

J A T E T - L 規格改正調査委員会

	氏 名	所 属
委員長	加 藤 憲 治	ライティングビッグワン株式会社
主 査	高 橋 邦 男	パナソニック株式会社エコソリューションズ社
委 員	岡 田 一 雄	株式会社エクサート松崎
	小 口 純 一	株式会社松村電機製作所
	芥 藤 公 治	E・A・Tプラン株式会社
	土 崎 研 一	丸茂電機株式会社
	中 島 修	東芝ライテック株式会社

(アイウエオ順)

---

( 公社 ) 劇場演出空間技術協会

住所 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目 8 番地 6  
TEL 03(5289)8858 FAX 03(3258)2400

---

複写・複製・磁気媒体への入力等を禁じます。